

該非判定書は製造メーカー、
購入代理店等より入手が可
能です。

連絡の上「該非判定書」の
発行を依頼してください。

該非判定書

該非判定書様式例

国立大学法人九州大学 御中

商品名：GPS受信機

型番：ABC-123

原産国：米国

上記製品は、輸出貿易管理令別表第一の1から15項に掲げ
る貨物には該当しないことを証明します。ただし16項には該
当しますので、ご対応下さい。

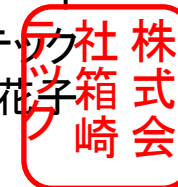
上記製品は米国製貨物ですが、EAR99に該当いたします。
本証明書は、2012年8月1日施行の政省令改正の内容に基づ
いて発行しております。

発行日：平成24年11月1日

福岡市東区〇丁目1-1

株式会社箱崎テック

代表者九州花子



該非判定書

該非判定書様式例

国立大学法人九州大学 御中

商品名：GPS受信機

型番：ABC-123

原産国：米国

原産国が米国の場合、米国再輸出規制の判定がなされているか確認下さい。
判定がない場合には再度依頼をして下さい。

上記製品は、輸出貿易管理令別表第一の1から15項に掲げる貨物には該当しないことを証明します。ただし16項には該当しますので、ご対応下さい。

上記製品は米国製貨物ですが、EAR99に該当いたします。
本証明書は、2012年8月1日施行の政省令改正の内容に基づいて発行しております。

米国輸出管理規制の判定結果が記載してあります。

最新の政省令に合わせて該非判定がされていることがわかります。

発行日が新しいか確認下さい。
たまにですが、発行日が古い場合（自分が依頼した日より1～2年前）があります。日付を確認することでいつの政省令に合わせて判定されているか確認することができます。

発行日：平成24年11月1日

福岡市東区〇丁目1-1

株式会社箱崎テック

代表者九州花子

